

# 取 締 役 会 議 事 錄

(2025 年 12 月 5 日)

K L a b 株式会社

## 取締役会議事録

会社法第370条及び当会社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会の決議の目的である事項について、2025年12月5日0時14分に取締役 高田和幸による提案が取締役の全員に対して行われ、当会社は、当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員から、下記1. の内容の取締役提案に同意する旨の電磁的記録による意思表示を2025年12月5日12時00分までに受けた。

### 1. 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容

#### 第1号議案 第三者割当てによる新株式発行の件(1)

当社の普通株式（以下「本新株式①」という。）を別紙1のとおり発行し、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC（以下「UCI」という。）、株式会社Sun Asterisk（以下「Sun Asterisk」という。）及びJTフィナンシャル有限責任事業組合（以下「JTフィナンシャル」といい、UCI、Sun Asterisk及びJTフィナンシャルを個別に又は総称して「割当予定先①」という。）に第三者割当ての方法により割り当てるこ、割当予定先①との間でそれぞれ本新株式①に係る買取契約（以下「本買取契約①」という。）を締結すること、及び本買取契約①の締結その他本新株式①の発行に関して必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を当社代表取締役社長に付与すること。

なお、経営者から一定程度独立した者4名によって構成される第三者委員会から当社宛てに提出された意見書において、本新株式①の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られたことについて事前に詳細な説明がなされている。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、発行決議日の前営業日までの直前3ヶ月間の株価の終値単純平均値が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で当該終値単純平均値を基準として決定されていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先①に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見がなされている。

#### 第2号議案 第三者割当てによる新株式発行の件(2)

当社の普通株式（以下「本新株式②」という。）を別紙2のとおり発行し、そのすべてを株式会社シックスセンツホールディングス（以下「割当予定先②」という。）に第三者割当ての方法により割り当てるこ、割当予定先②との間で本新株式②に係る買取契約（以下「本買取契約②」という。）を締結すること、及び本買取契約②の締結その他本新株式②の発行に関して必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を当社代表取締役社長に付与すること。

なお、経営者から一定程度独立した者4名によって構成される第三者委員会から当社宛てに提出された意見書において、本新株式②の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られたことについて事前に詳細な説明がなされている。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、発行決議日の前営業日までの直前3ヶ月間の株価の終値単純平均値が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で当該終値単純平均値を基準として決定されていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先②に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見がなされている。

さらに、当社代表取締役社長真田哲弥が割当予定先②の株主及び代表取締役であることから、割当予定先②との本買取契約②の締結承認については、会社法第356条第1項及び第365条第1項の規定に基づき利益相反取引の承認を要するため、かかる点についても併せて承認する。

また、特別の利害関係を有する代表取締役社長真田哲弥は、本株式の発行及び割当予定先②を当事者とする本買取契約②の締結ならびに上記利益相反取引の承認に関する同意は行っていない。

### 第3号議案 第三者割当てによるK L a b 株式会社第23回新株予約権発行の件

K L a b 株式会社第23回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を別紙3のとおり発行し、UCI及びJTフィナンシャルに第三者割当ての方法により割り当てること、UCI及びJTフィナンシャルとの間で本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結すること、及び本新株予約権買取契約の締結その他本新株予約権の発行に関して必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を当社代表取締役社長に付与すること。

なお、株式会社赤坂国際会計から当社宛てに報告がなされた本新株予約権の価値評価額及びその算定方法その他の内容、市場の状況、当社の財政状況その他の事情を踏まえ、本新株予約権の発行条件について別紙3のとおりの条件とした理由について詳細な説明がなされている。

また、経営者から一定程度独立した者4名によって構成される第三者委員会から当社宛てに提出された意見書において、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られたことについて事前に詳細な説明がなされている。

さらに、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法であるという趣旨の意見がなされている。

2. 上記事項の提案をした者の氏名

取締役 高田和幸

3. 取締役会の決議があったものとみなされた日

2025年12月5日

以上のとおり、会社法第370条及び当会社社定款第24条第2項の規定により、取締役会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印する。

2025年12月5日

K L a b 株式会社

代表取締役社長 真田哲弥

(別紙 1)

## K L a b 株式会社

### 新株式発行要項

#### 1. 募集株式の種類及び数

普通株式 11,750,000 株

#### 2. 募集株式の払込金額

1 株につき 207 円とする。

#### 3. 払込金額の総額

2,432,250,000 円

#### 4. 申込期間

2025 年 12 月 22 日

#### 5. 払込期日

2025 年 12 月 23 日

#### 6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 : 1,216,125,000 円

増加する資本準備金の額 : 1,216,125,000 円

#### 7. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割り当てる。

ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC	9,750,000 株
株式会社 Sun Asterisk	1,000,000 株
JT フィナンシャル有限責任事業組合	1,000,000 株

#### 8. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 麻布支店

#### 9. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙 2)

## K L a b 株式会社

### 新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 2,000,000 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 222 円とする。

3. 払込金額の総額

444,000,000 円

4. 申込期間

2025 年 12 月 22 日

5. 払込期日

2025 年 12 月 23 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 : 222,000,000 円

増加する資本準備金の額 : 222,000,000 円

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株式を株式会社シックスセンツホールディングスに割り当てる。

8. 払取扱場所

株式会社みずほ銀行 麻布支店

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙3)

## K L a b 株式会社第 23 回新株予約権

### 発 行 要 項

#### 1. 本新株予約権の名称

K L a b 株式会社第 23 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

#### 2. 申込期間

2025 年 12 月 22 日

#### 3. 割当日

2025 年 12 月 23 日

#### 4. 払込期日

2025 年 12 月 23 日

#### 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、以下の者に以下のとおり割り当てる。

ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC	97,500 個
JT フィナンシャル有限責任事業組合	10,000 個

#### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 10,750,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

107,500 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 313 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 3.13 円）とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 207 円とする。但し、行使価格は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{新発行} \cdot \times 1 \text{株当たりの} \\ \text{既発行} + \frac{\text{処分株式数}}{\text{株式数}} \quad \text{払込金額} \\ \hline \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{行使価額}} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{行使価額}} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（無償割当てによる場合を含む。）  
(但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制

度に基づき当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び 2025 年 12 月 5 日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合、及び 2025 年 12 月 5 日の当社取締役会決議に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} - 1 \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)
  - ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 11. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月24日から2027年12月23日までとする。

## 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下本項において「取得日」という。）の1ヶ月前までに、行使を希望する本新株予約権の数（以下「行使希望数」という。）とともに本新株予約権者にその行使を希望する旨を通知（以下「行使希望通知」という。）した場合、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部（但し、行使希望数から、本新株予約権者が行使希望通知を受領してから取得日までの間に現に当該本新株予約権者により行使された本新株予約権の個数を除いた個数に限る。）を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、取得日（但し、2026年4月1日以降の日に限る。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

## 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払取扱い場所

株式会社みずほ銀行 麻布支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上